

令和2年7月10日

学生の皆さんへ

山口県立大学

課外活動【第1段階】について

新型コロナウイルス感染症は、国内で継続して確認されている地域もありますが、国の基本的対処方針や山口県内の感染状況、学内における対面授業の実施状況を踏まえ、7月22日からは、課外活動を第1段階に緩和しますので、お知らせします。

活動を希望する場合は、別添の活動許可願等の様式を確認のうえ、手続きを行ってください。

なお、現時点での段階的緩和の対応ですので、今後の社会状況や活動ルールの遵守状況等に応じ、期間や活動内容等を随時見直すことがあります。

記

○第1段階（7月22日～）

7月22日からは、課外活動を第1段階に緩和し「10人以内での学内での屋外活動を認める」とします。

課外活動要件【第1段階】を確認の上、活動を希望する場合は、事前に「活動許可願」を提出してください。大学が、許可した場合は、活動が可能となります。活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、警備員室に提出してください。

なお、課外活動のために学内施設（教室、クラブ棟、体育館、有隣館等）を利用することは、引き続きできません。また、これまでどおり、対面での勧誘活動、飲食を伴う活動や会合（茶話会、懇親会等）は禁止です。

※クラブ棟や部室等の利用は、用具の出し入れの短時間に限り許可します。

○第2段階（8月13日～）

8月13日からは、課外活動を第2段階に緩和する予定です。今後の状況に応じて検討し、7月31日を目途にYPUポータルにてお知らせします。

課外活動要件【第1段階】

7月22日（水）から8月12日（水）の間、徹底した感染防止対策を行ったうえで以下の要件での活動を認めます。

◆感染防止対策

- 1 体調管理の徹底
 - 発熱等のかぜの症状がある場合は参加しない（させない）こと
- 2 密閉の回避
 - 換気を徹底すること
- 3 密集の回避
 - 身体的距離を確保するため、人と人の距離を2m以上あけること
- 4 密接場面への対応
 - マスクを着用すること
 - ※運動の場合はマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、十分な身体的距離を確保すること
 - 接触を伴う活動は行わないこと
 - 対面または近距離での発生を伴う活動は行わないこと
- 5 手洗い・咳エチケットの実践
 - 活動前後や用具等の使用前には手洗いを行うこと
- 6 用具等の消毒の徹底
 - 用具等の消毒を徹底すること
 - 用具等の貸し借りや共用はしないこと

◆留意（制限）事項

- 7 活動の計画
 - 活動開始希望日の1週間前の17時までに「活動許可願」を提出し、許可を得ること
 - 10人以内で活動を行うこと
 - ※1団体が同日中に複数回活動することは可能だが、同一人物の複数回活動は禁止
 - 指導者を除き活動に学外者を含めないこと
 - 学内の屋外での活動のみとすること
 - ※屋内施設（有隣館、体育館、教室等）の利用は禁止
 - 活動時間は90分以内とすること
 - ※平日18時～21時、土日祝日9時～21時
- 8 活動の実施
 - 活動は許可された場所のみとすること
 - 事前予約の必要な場所で活動する場合は、許可されたのちにYPUポータルから予約すること
 - クラブ棟や部室等の利用は、用具の出し入れの短時間に限り許可し、活動利用は禁止する
 - 更衣室の利用は、短時間に分散し、一斉利用は避けること
- 9 実施報告
 - 活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、同日中に提出すること
 - ※「課外活動記録簿」は、終了後に警備員室に提出
- 10 その他
 - 対面での勧誘活動は禁止する
 - 飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会等）は禁止する
 - ※ミーティングはオンライン等を活用すること
 - 対外試合や大会への参加や開催は禁止する
 - 熱中症に注意すること
- 11 要件遵守
 - 上記の感染防止対策と留意事項を守らないサークルは、活動停止にする場合があること
 - 留意事項等の遵守状況を勘案し、次段階への緩和を検討する